

法甲四五

內閣官房長官
內閣官房副長官

内閣総理大臣官房総務課長

内閣総理大臣

法務総裁

木村 國務大臣 為	池田 國務大臣 角	天野 國務大臣 不破	広川 國務大臣 達
高橋 國務大臣 北	村上 國務大臣 義	佐藤 國務大臣 近	吉武 國務大臣 五
野田 國務大臣 卯一	大橋 國務大臣 大橋	岡崎 國務大臣 信	岡野 國務大臣 五
周東 國務大臣 五	山崎 國務大臣 如	國務大臣	國務大臣

別紙ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件施行に關する件と廢止する政令案

を起案提出する。

法務府

政令案

呈案の通り

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件を
廃止する政令をここに公布する。

御名
御璽

昭和二十七年四月二十八日

内閣総理大臣

政令第百三十号

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件を廃止する政令

内閣は、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二十年勅令第五百四十二号）の廃止に伴い、この政令を制定する。

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件（昭和二十年勅令第五百四十三号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣
法 務 総 裁
各 省 大 臣
経済安定本部総裁

理由

ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に伴い、同令の施行令を廃止する必要があるからである。